

入札説明書等に関する質問書及び意見書に対する回答（第2回目）

「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業」に関する入札説明書等について、提出があった「入札説明書等に関する質問書及び意見書」に対し、次のとおり回答を公表します。

提出質問・意見数	14
----------	----

No	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
1	事業契約書（案）	1						事業契約書（案）は仮契約書と判断してよろしいでしょうか。仮契約書に該当する事業契約書（案）に金額記載がある為、印紙を貼付しなければならないのでしょうか。	事業契約書（案）は仮契約書と判断してよろしいです。また、この仮契約書は、札幌市議会にて議決を得たときに本契約書として効力を生ずるものとして取り扱うことから、印紙の貼り付けを必要といたします。
2	事業契約書（案）	1						『仮契約保証金』とはどのような保証金でしょうか。（保証会社に問い合わせしたところ、仮契約に対する保証金はないとの回答でした。）	「仮契約保証金」とは、「札幌市契約規則」の「契約保証金」を指すため、「契約保証金」と名称を改めます。併せて、事業契約書（案）の記載内容の一部を修正し、修正版として公表いたします。
3	事業契約書（案）	24					第58条	第58条に（賃金又は物価の変動に基づく施工業務に関する業務委託料額の変更）について、記載されておりますが、物価の上昇についての協議が可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	29	8	8.4	(1)		仮設工事	仮設工事として駐輪場の撤去・新設が提示されております。仮設計画として一時撤去しない場合は、既存のままと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。要求水準書の記載内容を修正しますので、修正版を公表いたします。
5	要求水準書	4	1	1.6	(2)	ア	対象建物	対象建物の「その他」項目にて、「商業施設用68台(有料)」とありますが図面共相違がある為、現地を確認した所「隣接施設用8台、商業施設用50台」となっております。工事中駐車スペース確保台数はこの台数を元に商業施設・隣地施設と協議し確保台数を決定すると考えて宜しいでしょうか。	現時点では、駐車区画数は合計63台分となっていることから、この台数が確保できる提案としてください。なお、工事期間中に確保する台数は、63台を基に隣接施設などと協議を行い決定することを想定します。
6	要求水準書	12	2	2.1	(3)	ウ	周辺施設への配慮	「工事に伴い減少する駐車スペースについては、隣接敷地や近隣の月極駐車場等の代替場所の確保については札幌市と協議し検討すること」と御座いますが、商業施設利用者の代替駐車場が飛び地では現実的に運営・管理はできないと考えます。代替場所の札幌市との協議は「団地敷地全体から一定のスペースを確保する為の場所・方法等の協議を行う」という認識をしております。万が一、商業施設との調整・札幌市との協議により、工事事業者にて別途月極駐車場を確保する必要が発生した場合は、その費用についても追加工事項目として協議するという認識で宜しいでしょうか。	工事に伴い減少する駐車スペースの代替場所としては、要求水準書に記載のとおり、隣接敷地（光星団地6号棟駐車場 45台程度）の活用を想定しております。ただし、当該駐車場の管理者との協議によるため、現時点で45台分全ての活用を確保するものではありません。また、商業施設等との協議結果により、工事事業者にて別途月極駐車場等を確保する必要が生じた場合の費用負担については、本市との協議により決定します。
7	様式集						様式5-1 様式6-1 様式7-1	様式5-1、6-1、7-1の代表企業名について、副本には記載しないとありますが、グループ名はそのままよろしいでしょうか。	副本のグループ名称の欄には、取り消し線「—」を記載してください。
8	様式集						様式4-1	様式4-2と共に提出用封筒に入れ、密封して提出すること。とありますが、提出用封筒に必要な記載項目がありましたら、ご指示ください。	入札書・入札価格内訳書在中と記載ください。
9	様式集	4	3.				記載内容 表中 様式5-7	表中では「整備・施工計画に関する事項（施工計画）」とありますが、様式5-7に記載の「整備・施工計画に関する事項（3）供用期間を踏まえた改修計画」を正と考えてよろしいでしょうか。	技術提案書について、一覧表と各様式において記載内容に相違がございました。様式集の修正版を公表いたします。
10	様式集						様式5-8	評価項目（4）施工計画と（5）施工中の安全確保及び店舗営業等への配慮が同じ様式5-8となっておりますが、そのまま様式番号を使用してもよろしいでしょうか。また、枚数につきましても、それぞれの様式に記載の通りと考えてよろしいでしょうか。	
11	様式集	-	3	4	(2)			技術提案書、各記載様式と枚数に相違がございます。様式5-7・・・整備・施工計画.（3）共用期間：1枚以内 様式5-8・・・整備・施工計画.（4）施工計画：2枚以内 様式5-8・・・整備・施工計画.（5）店舗配慮：1枚以内 記述する様式順序、及び枚数としてよろしいでしょうか。	
12	様式集	3	2.	(6)	ア		表中(2)(3)(4)	表中に部数 正1部、副10部 と記載がありますが、様式5-1、6-1、7-1で通し番号が9とあります。正1部、副10部提出と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。正1部、副10部として、副本には1から10までの通し番号の記載とします。様式集の修正版を公表いたします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
13	入札説明書等に関する質問書及び意見書に対する回答					No.1		1 回目の質問書において【評価書において「ブロック帳壁の検討では想定した地震力に対して所定の耐震性を有している」となっており、所要の耐震性を有しているものと判断しております。】という回答を頂いておりますが、評価再取得時（実施設計時）において評価委員会からブロック帳壁の再調査や補強を指示された場合、これらはリスク分担表の「測量・調査リスクNo.20、設計リスクNo.22および工事費増加リスクNo.24」には該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	現在、取得済みの評価書で「所定の耐震性を有している」となっている部分について、評定委員会等から再調査や補強を指示された場合においては、原則、リスク分担表のNo.20,22,24には該当しないものと考えます。 なお、評価の再取得は必須とはしていません。
	リスク分担表	2					測量・調査リスクNo.20 設計リスクNo.22 工事費増加リスクNo.24		
14	別添資料11-1_光星団地5号棟（A棟）耐震診断判定・改修計画評定_評価書							評価再取得に際して、準拠基準、各部の設計方法、仮定荷重などの計算仮定については、今回の提案により変更及び追加となる部分以外の部分は提示された評価書の内容を踏襲するものとし、その部分において評価再取得時（実施設計時）に、準拠基準の変更及び追加、各部の設計方法の変更及び追加、仮定荷重などの計算仮定の変更及び追加の指示が評価委員会からあり、工事範囲の増加や工事費の増加があった場合は、工事リスク分担表の「測量・調査リスクNo.20、設計リスクNo.22および工事費増加リスクNo.24」には該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	取得済みの評価書の準拠基準について、改訂がされているものがありますが、その改訂が工事費に与える影響は、現時点では不明であるため、都度の協議とします。 また、評価再取得を行う際、各部の設計方法、仮定荷重などの計算過程の変更及び追加の指示が評定委員会からあり、それに伴い工事範囲の増加や工事費の増加があった場合は、原則、リスク分担表のNo.20,22,24には該当しないものと考えます。なお、評価の再取得は必須とはしていません。
	別添資料11-2_光星団地5号棟（B棟）耐震診断判定・改修計画評定_評価書								
	リスク分担表						測量・調査リスクNo.20 設計リスクNo.22 工事費増加リスクNo.24		